

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債証券等、取引残高報告書式）

（この規定の趣旨）

第1条 この規定は、お客さまから当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、またはお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を株式会社大分銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 政府保証債券
- 2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、または振決国債に係る口座の開設および振替による預入れをお断りすることがあります。
- 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。
- 4 振決国債に係る取引等を行うときは、申込書等に記載の「保護預りまたは預入れ」等の文言は「振替決済または振替」等と読み替えて取り扱います。

（保護預り証券の保管方法および保管場所）

第2条 当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとしします。
- ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

（混合保管に関する同意事項）

第3条 前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

(振替決済口座)

- 第4条 振替国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
 - 3 当行は、お客さまが振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(保護預り口座または振替決済口座の開設)

- 第5条 国債証券等については、当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「債券取引口座開設申込書」をご提出ください。なおその際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 2 当行は、お客さまから「債券取引口座開設申込書」による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
 - 3 「債券取引口座開設申込書」に押印された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、個人番号または法人番号等をもって、お届けの印章、住所、氏名または名称、生年月日、個人番号または法人番号等とします。
 - 4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(共通番号の届け出)

- 第5条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、保護預り口座または振替決済口座を開設するとき、個人番号または法人番号の通知を受けた時、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの個人番号または法人番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第6条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さままたは当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(手数料)

第7条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、当行所定の料率と計算方法により1年分を後払いするものとし、毎年3月の当行所定の日に、お客さまが指定した預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割で計算します。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に口座の解約があった場合または償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約時に解約日または残高がなくなった日の属する月を1か月としてその月までの手数料を月割計算によりお支払いください。なお、当行はこの手数料を解約時に第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- 4 当行は、指定預金口座に手数料に相当する金額がない場合は、第16条により当行が受け取る振替債等の償還金（第15条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利金または買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。また、料金のお支払いがないときは、国債証券等の償還金または利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(預入れおよび返還)

第8条 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客さままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下「お客さま等」といいます。）が当行所定の申込書に届出の印章により記名押印して、ご提出ください。

- 2 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客さま等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお

預りしているものとします。

(振替の申請)

第9条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 減額および増額の記載または記録がされるべき振込国債の銘柄および金額
 - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 振込国債の全部または一部を振替えるときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。
- 6 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第10条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第11条 お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(分離適格振込国債に係る元利分離申請)

第12条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの

2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- ① 減額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
- ② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別

3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利金の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振込国債等の元利統合申請)

第13条 振替業を営む金融機関は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの。

2 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- ① 増額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
- ② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別

3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利金の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い)

第14条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、または振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客さまにかわって手続きさせていただきます。

- ① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当行が第16条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利金の支払）を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

（抽選償還）

第15条 混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

（償還金等の受入れ等）

第16条 振替債等の元金または利金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代ってこれを受領し指定預金口座に入金します。

- 2 振替決済口座に記載または記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利金の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代って日本銀行からこれを受領し、指定預金口座に入金します。

（お客さまへの連絡事項）

第17条 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告
- ③ 第15条により被償還者に決定したお客さまには、その旨および償還額

- 2 前項第2号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

なお、取引のつど、取引残高報告書を交付する場合は当行所定の方法により行います。

- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当行は第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条

3 1項に規定する特定投資家（同法34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法34条の3第4項（同法34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高照合による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

（届出事項の変更）

- 第18条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、個人番号または法人番号、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類のご提出または「個人番号カード」等のご提示をお願いすることがあります。
- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、個人番号または法人番号等をもって届出の印影、氏名または名称、住所、個人番号または法人番号等とします。

（成年後見人等の届出）

- 第19条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。
- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。
 - 3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がされている場合にも前二項と同様にお届けください。
 - 4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

（当行の連帯保証義務）

- 第20条 日本銀行が、振替法に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履

行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利金の支払いをする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利金の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利金の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（反社会的勢力との取引拒絶）

第21条 この契約は、お客さま、お客さまの代理人またはお客さまが法人・団体の場合にはその役員等が、次条第5項第1号、第2号イからへおよび第3号イからホのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第5項第1号、第2号イからへおよび第3号イからホの一にでも該当する場合には、当行はこの契約に基づく取引の開始をお断りするものとします。

（解約等）

第22条 この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その5営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。

- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えてください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- ① お客さまが手数料を支払わないとき
 - ② お客さまについて相続の開始があったとき
 - ③ お客さま等がこの規定に違反したとき
 - ④ すべての振込国債の残高がなくなってから継続して取引がなく、当行の定める期間を経過したとき
 - ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 5 前項のほか、お客さま、お客さまの代理人またはお客さまが法人・団体の場合にはその役員等が、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さまと取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約に基づく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
- ① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ 暴力団および暴力団員
 - ロ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ハ 暴力団準構成員
 - ニ 暴力団関係企業
 - ホ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - ヘ その他これらに準ずる者
 - ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ホ その他これらに準ずる行為
- 6 前二項による振替債等の引取りまたは振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第7条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。

- 7 当行は、前項の手数料相当額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第23条 前条に基づく解約に際しては、当行の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。

- 2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

- 3 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替国債のうち、振替が困難なものについては、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売買代金等の返還を行います。

(緊急措置)

第24条 法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(公示催告等の調査)

第25条 当行は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務は負いません。

(保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)

第26条 この契約によるお客さまの保護預りに関する権利は、譲渡または質入れすることはできません。

(免責事項)

第27条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第18条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 申込書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の預入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 申込書、依頼書に使用された印影が届出の印章と相違するため、国債証券等を預入れまたは保護預り証券を返還または振込国債の振替または抹消をしなかった場合

に生じた損害

- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の預入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消にただちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、または第16条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第24条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害
- ⑧ 電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(規定の変更)

第28条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第29条 有価証券の無券面化を柱とする振替法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例地方債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第30条 振替法の施行に伴い、お客さまがこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例地方債、特例特別法人債または特例外債（以下「特例地方債等」といいます。）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度に移行するために振替法等に基づきお客さまに求められている第1号および第2号に掲げる諸手続き等を、当行が代って行うことならびに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第14号（同法附則第27条から第31条までまたは第36条におい

て準用する場合を含みます。)において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請

- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（振替法に基づく振替制度に移行するために、当行から他社に再委託する場合の当該再委託の手続き等を含みます。）
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例地方債等については、この規定によらず、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定により管理すること

第31条 この規定に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

附則 この改正は、2020年4月1日から施行します。